経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-3	117	イ-56-1	山林	0.14	スギ	82	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川 字吹ソラシ	1521-3	117	イ-56-1	山林	0.14	スギ	82					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）　（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木につい

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	大江町大字柳川字吹ソラシ	366-1	117	イ-28-1	山林	2.46	スギ	87	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2	大江町大字柳川字吹ソラシ	1547	117	イ-33-1	山林		スギ	61	同上	同上				
3	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-42-1	山林		スギ	67	同上	同上				
4	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-22－1	山林		スギ	90	同上	同上				
5	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-22－2	山林		スギ	118	同上	同上				
6	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-27-1	山林		スギ	76	同上	同上				
7	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-28-1	山林		スギ	62	同上	同上				
8	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-32-1	山林		スギ	87	同上	同上				
9	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-35-1	山林		スギ	72	同上	同上				
10	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-36-1	山林		スギ	67	同上	同上				
11	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-37-1	山林		スギ	132	同上	同上				
12	大江町大字柳川字吹ソラシ	355	117	へ-37-1	山林		スギ	78	同上	同上				

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
13	大江町大字柳川字吹ソラシ	1247-1	117	へ-40-1	山林		スギ	75	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき金銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
14	大江町大字柳川字吹ソラシ	1242	117	へ-43-1	山林		スギ	105	同上	同上				
15	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-5	117	へ-45-1	山林		スギ	77	同上	同上				
16	大江町大字柳川字吹ソラシ	362-1	117	へ-47-1	山林		スギ	75	同上	同上				
17	大江町大字柳川字吹ソラシ	362-2	117	へ-48-2	山林		スギ	82	同上	同上				
18	大江町大字柳川字吹ソラシ	362-3	117	へ-48-1	山林		スギ	60	同上	同上				
19	大江町大字柳川字吹ソラシ	366-4	117	へ-58-2	山林		スギ	43	同上	同上				
20	大江町大字柳川字吹ソラシ	1549	118	ホ-57-1	山林	1.48	スギ	80	同上	同上				
21	大江町大字柳川字吹ソラシ	936-2	118	ホ-57-1	山林		スギ	80	同上	同上				
22	大江町大字柳川字吹ソラシ	1548-1	117	ホ-35-1	山林		スギ	63	同上	同上				
23	大江町大字柳川字兀ノ上	346-1	117	へ-11-2	山林		スギ	68	同上	同上				
24	大江町大字柳川字兀ノ上	346-2	117	へ-29-1	山林		スギ	70	同上	同上				
25	大江町大字柳川字兀ノ上	347-9	117	へ-27-2	山林		スギ	57	同上	同上				
26	大江町大字柳川字兀ノ上	343-1	117	へ-14-1	山林		スギ	60	同上	同上				
27	大江町大字柳川字スノ沢	1251-2	117	ホ-1-1	山林		スギ	69	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字吹ソラシ	366-1	117	イ-28-1	山林		スギ	87					
2	大江町大字柳川字吹ソラシ	1547	117	イ-33-1	山林		スギ	61					
3	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-42-1	山林		スギ	67					
4	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-22－1	山林		スギ	90					
5	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-22－2	山林		スギ	118					
6	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-27-1	山林	2.46	スギ	76					
7	大江町大字柳川字吹ソラシ	1521-1	117	イ-28-1	山林		スギ	62					
8	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-32-1	山林		スギ	87					
9	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-35-1	山林		スギ	72					
10	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-36-1	山林		スギ	67					
11	大江町大字柳川字吹ソラシ	1250-1	117	イ-37-1	山林		スギ	132					
12	大江町大字柳川字吹ソラシ	355	117	へ-37-1	山林		スギ	78					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図

（４）　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）　（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
13	大江町大字柳川 字吹ソラシ	1247-1	117	へ-40-1	山林		スギ	75					
14	大江町大字柳川 字吹ソラシ	1242	117	へ-43-1	山林		スギ	105					
15	大江町大字柳川 字吹ソラシ	1521-5	117	へ-45-1	山林		スギ	77					
16	大江町大字柳川 字吹ソラシ	362-1	117	へ-47-1	山林		スギ	75					
17	大江町大字柳川 字吹ソラシ	362-2	117	へ-48-2	山林		スギ	82					
18	大江町大字柳川 字吹ソラシ	362-3	117	へ-48-1	山林		スギ	60					
19	大江町大字柳川 字吹ソラシ	366-4	117	へ-58-2	山林		スギ	43					
20	大江町大字柳川 字吹ソラシ	1549	118	ホ-57-1	山林	1.48	スギ	80					
21	大江町大字柳川 字吹ソラシ	936-2	118	ホ-57-1	山林		スギ	80					
22	大江町大字柳川 字吹ソラシ	1548-1	117	ホ-35-1	山林		スギ	63					
23	大江町大字柳川 字兀ノ上	346-1	117	へ-11-2	山林		スギ	68					
24	大江町大字柳川 字兀ノ上	346-2	117	へ-29-1	山林		スギ	70					
25	大江町大字柳川 字兀ノ上	347-9	117	へ-27-2	山林		スギ	57					
26	大江町大字柳川 字兀ノ上	343-1	117	へ-14-1	山林		スギ	60					
27	大江町大字柳川 字スノ沢	1251-2	117	ホ-1-1	山林		スギ	69					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置され

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木に

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しない

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字吹ソラシ	354-1	117	イ-55-1	山林	0.10	スギ	82	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川 字吹ソラシ	354-1	117	イ-55-1	山林	0.10	スギ	82					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）　（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
　ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
　イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木につい

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（10）損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（11）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（12）甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

（13）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー1	山林	1.55	スギ	72	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー2	山林		スギ	46	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				
3	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー3	山林		スギ	92	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				
2	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー4	山林		スギ	63	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				
4	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー5	山林		スギ	106	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				
5	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー9	山林		スギ	47	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー1	山林		スギ	72					
2	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー2	山林		スギ	46					
3	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー3	山林		スギ	92					
2	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー4	山林	1.5464	スギ	63					
4	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー5	山林		スギ	106					
5	大江町大字柳川字矢引沢	1060－3	118	イ-9ー9	山林		スギ	47					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字矢引沢	1068－2	118	イ-2-1	山林	0.22	スギ	79	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の算定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川 字矢引沢	1068－2	118	イ-2-1	山林	0.22	スギ	79					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字矢引沢	381	118	イ-17-1	山林	0.04	スギ	86	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川 字矢引沢	381	118	イ-17-1	山林	0.04	スギ	86					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木につい

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字矢引沢	1368－1	118	イ-8-1	山林	0.23	スギ	70	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 ＜相手方及び方法＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2	大江町大字柳川字矢引沢	1368－1	118	イ-10-1	山林		スギ	51	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字矢引沢	1368－1	118	イ-8-1	山林	0.23	スギ	70					
2	大江町大字柳川字矢引沢	1368－1	118	イ-10-1	山林		スギ	51					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）　（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字矢引沢	1369－2	118	イ-10-1	山林	0.18	スギ	72	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2	大江町大字柳川字矢引沢	1369－2	118	イ-12-1	山林		スギ	52	同上	同上				
3	大江町大字柳川字矢引沢	1369－2	118	イ-12-2	山林		スギ	77	同上	同上				
4	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-3-1	山林	0.63	スギ	57	同上	同上				
5	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-4-1	山林		スギ	61	同上	同上				
6	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-8-1	山林		スギ	64	同上	同上				
7	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-11-1	山林		スギ	75	同上	同上				
8	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-11-2	山林		スギ	55	同上	同上				
9	大江町大字柳川字矢引沢	1355-2	117	イ-32-1	山林	0.71	スギ	67	同上	同上				
10	大江町大字柳川字矢引沢	1355-2	117	イ-35-1	山林		スギ	75	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
11	大江町大字柳川字矢引沢	649	117	イ-21-1	山林		スギ	70	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
12	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-5-1	山林		スギ	80	同上	同上				
13	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-6-1	山林		スギ	66	同上	同上				
14	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-7-1	山林		スギ	75	同上	同上				
15	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-7-4	山林		スギ	70	同上	同上				
16	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-7-5	山林		スギ	72	同上	同上				
17	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-8-1	山林	1.15	スギ	73	同上	同上				
18	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-8-2	山林		スギ	64	同上	同上				
19	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-8-4	山林		スギ	100	同上	同上				
20	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-12-1	山林		スギ	82	同上	同上				
21	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-13-1	山林		スギ	92	同上	同上				
22	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-13-2	山林		スギ	112	同上	同上				
23	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-14-1	山林		スギ	88	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字矢引沢	1369-2	118	イ-10-1	山林		スギ	72					
2	大江町大字柳川字矢引沢	1369-2	118	イ-12-1	山林	0.18	スギ	52					
3	大江町大字柳川字矢引沢	1369-2	118	イ-12-2	山林		スギ	77					
4	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-3-1	山林		スギ	57					
5	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-4-1	山林		スギ	61					
6	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-8-1	山林	0.63	スギ	64					
7	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-11-1	山林		スギ	75					
8	大江町大字柳川字矢引沢	650-1	118	イ-11-2	山林		スギ	55					
9	大江町大字柳川字矢引沢	1355-2	117	イ-32-1	山林	0.71	スギ	67					
10	大江町大字柳川字矢引沢	1355-2	117	イ-35-1	山林		スギ	75					
11	大江町大字柳川字矢引沢	649	117	イ-21-1	山林		スギ	70					
12	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-5-1	山林		スギ	80					
13	大江町大字柳川字矢引沢	649	118	イ-6-1	山林		スギ	66					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
14	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-7-1	山林		スギ	75					
15	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-7-4	山林		スギ	70					
16	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-7-5	山林		スギ	72					
17	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-8-1	山林		スギ	73					
18	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-8-2	山林		スギ	64					
19	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-8-4	山林	1.15	スギ	100					
20	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-12-1	山林		スギ	82					
21	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-13-1	山林		スギ	92					
22	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-13-2	山林		スギ	112					
23	大江町大字柳川 字矢引沢	649	118	イ-14-1	山林		スギ	88					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-14-1	山林	0.21	スギ	77	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-14-1	山林		スギ	64	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				
3	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-14-1	山林		スギ	61	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				
4	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-15-1	山林		スギ	49	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-14-1	山林	0.21	スギ	77					
2	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-14-1	山林		スギ	64					
3	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-14-1	山林		スギ	61					
4	大江町大字柳川字矢引沢	1334	118	イ-15-1	山林		スギ	49					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字里道	1259－1	118	イ-17-1	山林	0.38	スギ	72	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2	大江町大字柳川字里道	1259－1	118	イ-18-1	山林		スギ	70	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字里道	1259－1	118	イ-17-1	山林	0.38	スギ	72					
2	大江町大字柳川字里道	1259－1	118	イ-18-1	山林		スギ	70					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-1-1	山林	0.26	スギ	78	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-2-1	山林		スギ	98	同上	同上				
3	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-3-1	山林		スギ	57	同上	同上				
4	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-7-1	山林		スギ	60	同上	同上				
5	大江町大字柳川字大谷地	549	118	イ-24-1	山林	0.17	スギ	117	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-1-1	山林	0.26	スギ	78					
2	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-2-1	山林		スギ	98					
3	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-3-1	山林		スギ	57					
4	大江町大字柳川字久保	545－1	119	イ-7-1	山林		スギ	60					
5	大江町大字柳川字大谷地	549	118	イ-24-1	山林	0.17	スギ	117					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大江町大字柳川字久保	495	118	イ-1-1	山林	0.16	スギ	68	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の算定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川字前野	495	118	イ-1-1	山林	0.16	スギ	68					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	大江町大字柳川字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林	0.32	スギ	47	公告した日	10 年（ 2037.3.31 ）				
2	大江町大字柳川字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林		スギ	72	同上	同上				
3	大江町大字柳川字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林		スギ	68	同上	同上				
4	大江町大字柳川字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林		スギ	67	同上	同上				
5	大江町大字柳川字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林	0.47	スギ	102	同上	同上				
6	大江町大字柳川字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	102	同上	同上				
7	大江町大字柳川字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	60	同上	同上				
8	大江町大字柳川字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	82	同上	同上				
9	大江町大字柳川字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	95	同上	同上				
10	大江町大字柳川字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	102	同上	同上				

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	集　R8　－　17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大江町長　松田　清隆	（所在地） 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
11	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-31-1	山林	0.24	スギ	61	公告した日	10 年 （ 2037.3.31 ）	○ 乙は、存続期間中に間伐又は除伐を１回実施することにより森林の公益的機能の維持を図るものとする。広葉樹やアカマツなどの天然林については必要に応じて除伐や枯損木の伐倒を行う。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	＜1.甲に支払われるべき全銀の類の管定方法＞ ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ＜2.留意事項＞ ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜時期＞ ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
12	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-33-2	山林		スギ	102	同上	同上				
13	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-32-2	山林		スギ	95	同上	同上				
14	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-32-2	山林		スギ	67	同上	同上				
15	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-1-1	山林	2.25	スギ	63	同上	同上				
16	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-2-3	山林		スギ	72	同上	同上				
17	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-2-2	山林		スギ	57	同上	同上				
18	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-9-1	山林		スギ	98	同上	同上				
19	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-9-1	山林		スギ	112	同上	同上				
20	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-1-1	山林		スギ	63	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	大江町大字柳川 字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林	0.32	スギ	47					
2	大江町大字柳川 字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林		スギ	72					
3	大江町大字柳川 字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林		スギ	68					
4	大江町大字柳川 字矢引沢	1353－3	117	ハ-31-1	山林		スギ	67					
5	大江町大字柳川 字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林	0.47	スギ	102					
6	大江町大字柳川 字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	102					
7	大江町大字柳川 字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	60					
8	大江町大字柳川 字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	82					
9	大江町大字柳川 字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	95					
10	大江町大字柳川 字矢引沢	1353-2	117	ハ-23-3	山林		スギ	102					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するときは、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
11	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-31-1	山林	0.24	スギ	61					
12	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-33-2	山林		スギ	102					
13	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-32-2	山林		スギ	95					
14	大江町大字柳川字矢引沢	1353－1	117	ハ-32-2	山林		スギ	67					
15	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-1-1	山林	2.25	スギ	63					
16	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-2-3	山林		スギ	72					
17	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-2-2	山林		スギ	57					
18	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-9-1	山林		スギ	98					
19	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-9-1	山林		スギ	112					
20	大江町大字柳川字矢引沢	657	118	ロ-1-1	山林		スギ	63					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　大江町長　松田　清隆

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

（記載注意）　（１）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

（２）受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができ

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合には、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。